

令和 8 年 4 月 1 日現在の条文

○吹田市都市公園条例

昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（平成 30 年吹田市条例第 37 号）に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例（第 19 条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。

(名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第 3 条 市長は、公園の名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、その名称、所在地その他規則で定める事項を公告しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第 4 条 市長は、公園施設の損壊その他の理由により公園の利用者に危険が生ずると認められるとき、又は公園の保全若しくは改良のため必要な工事その他の措置を行うときは、公園の区域の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第 5 条 公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(制限行為の許可)

第6条 公園において次に掲げる行為（以下「制限行為」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 募金その他これに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 興行を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）
- (2) 制限行為の内容
- (3) 制限行為の目的、期間及び場所
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、申請に係る制限行為により公衆の公園の利用に支障が生じないと認める場合に限り、その許可をすることができる。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理のために必要な条件を付することができる。

(制限行為の許可の特例)

第7条 第9条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為については、制限行為の許可を受けることを要しない。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 公園施設を設け、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 公園施設の種類、数量及び位置並びに公園施設の設置に係る申請にあつては、その構造
- (3) 公園施設の設置又は管理の目的及び期間
- (4) 公園施設の管理の方法
- (5) 公園施設の設置に係る申請にあつては、設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 公園施設の設置に係る前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(占用の許可)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更については、同項後段の許可を受けることを要しない。

- (1) 公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の模様替えて、その外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、占用物件による公園の占用（以下「占用」という。）の目的に付随して行うもの

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 占用物件の種類、構造、数量及び位置
- (3) 占用の目的及び期間
- (4) 占用物件の管理の方法
- (5) 設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

5 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の期間)

第10条 制限行為又は公園施設の設置若しくは管理の許可の期間は、5年を超えない範囲内で市長が定める期間を超えることができない。

2 占用の許可の期間は、10年を超えない範囲内で市長が定める期間を超えることができない。

(届出)

第11条 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 公園施設又は占用物件の設置工事を完了したとき。

(2) 公園施設の設置若しくは管理又は占用を廃止するとき。

(3) 公園の原状回復をしたとき。

2 第15条第3項又は法第26条第2項若しくは第4項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、その措置を履行したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料)

第12条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けたときに、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用許可の期間が1年を超えるとときは、許可を受けた日の属する年度分の使用料を許可を受けたときに、その翌年度以後の各年度分の使用料を当該年度の初めに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用料の額が著しく高額であることその他特別の事情があると市長が認めるときは、使用者は、同項の規定により当該年度に納付すべき使用料を、当該年度内において分割して納付することができる。

3 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用許可に基づく行為をすることができないとき。

(2) 第15条第3項第4号から第6号までのいずれかに該当することにより市長が使用許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用許可に基づく権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(保証人又は保証金)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可について、使用者に保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

2 保証人の資格及び保証金の額は、市長が定める。

(監督処分)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可に基づく行為の状況又は使用許可に係る公園施設若しくは占用物件について、職員に検査をさせることができる。この場合において、使用者は、当該検査を拒むことができない。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可の取消し若しくはその条件の変更の処分をし、又は使用許可に基づく行為の改善若しくは中止、使用許可に係る公園施設若しくは占用物件の改築若しくは除却、公園の原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(4) 使用許可に基づく行為又は使用許可に係る公園施設若しくは占用物件により公衆の公園の利用又は公園の保全に著しい支障が生じたとき。

(5) 公園に関する工事その他の措置を行う必要が生じたとき。

(6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を除却し、保管した場合の告示)

第 16 条 市長は、公園に放置されていた工作物等を除却し、保管したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 放置されていた場所
- (3) 除却し、保管を開始した日時
- (4) 保管の場所

2 前項の告示の期間は、工作物等の保管を開始した日から起算して 14 日間とする。

(保管した工作物等の処分)

第 17 条 法第 27 条第 6 項の規定による保管期間を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、市長は、当該工作物等を競争入札若しくは随意契約の方法により売却し、又は廃棄することができる。

2 前項の場合において、市長は、その使用年数、損耗の程度等を考慮し、取引の実例価格に基づき当該工作物等の価額を評価するものとする。

(公園予定区域等への準用)

第 18 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 33 条第 4 項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(遊園への準用)

第 19 条 第 4 条から第 17 条までの規定は、遊園（本市が管理する公園又は緑地で、都市公園に該当しないものをいう。以下同じ。）について準用する。

(指定管理者による管理)

第 20 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園及び遊園（以下「公園等」という。）の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 制限行為の許可に関する業務
- (2) 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公園等の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、公園等の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項並びに第15条第1項及び第3項（第2号を除く。）中「市長」とあるのは「市長（制限行為の許可については、指定管理者）」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長（指定管理者から命ぜられた措置については、指定管理者）」と、第12条第4項第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第15条第3項第2号中「市長」とあるのは「市長若しくは指定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

- 第21条 前条第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
  - 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
  - 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
  - 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
  - 6 委員は、再任されることができる。
  - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
  - 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

- 第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○吹田市都市公園条例施行規則

令和 8 年 4 月 1 日現在の規則

昭和 39 年 4 月 1 日規則第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市都市公園条例（昭和 39 年吹田市条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園の名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第 2 条 条例第 3 条の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 公園の名称を変更する場合 公園の新旧の名称及び位置並びに変更の期日
- (2) 公園の区域を変更する場合 公園の名称、位置及び新旧の区域並びに変更の期日
- (3) 公園を廃止する場合 公園の名称及び位置並びに廃止の期日

(許可の申請)

第 3 条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理若しくは占用の許可（以下「使用許可」という。）又はその内容の変更の許可の申請書及び条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等は、正副 2 部を提出しなければならない。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可の期間の満了後引き続き同一の内容の使用許可を受けようとするときは、許可の期間の満了する日の 5 日前までに、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等の添付を省略させることができる。

(許可)

第 4 条 市長は、使用許可又はその内容の変更の許可をするときは、申請書の副本に必要な事項を記載して押印した許可証を申請者に交付する。

(許可の期間の上限)

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 制限行為の許可 1 年以内
- (2) 公園施設の設置又は管理の許可 5 年以内

2 条例第 10 条第 2 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる占有物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 次号から第 5 号までに掲げる物件以外の物件 5 年以内
- (2) 郵便差出箱若しくは信書便差出箱又は公衆電話所 3 年以内
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる仮設工作物又は都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号。以下「令」という。）第 12 条第 2 項第 9 号に掲げる施設 6 月以内
- (4) 法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる仮設工作物、令第 12 条第 2 項第 7 号に掲げる工施用施設又は同項第 8 号に掲げる工施用材料の置場 3 月以内
- (5) 法第 7 条第 2 項に規定する社会福祉施設 10 年以内

3 使用許可の内容の変更の許可をする場合における前 2 項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

（届出）

第 6 条 条例第 11 条の届出は、届出に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

2 使用者は、使用者又は保証人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（使用料の額）

第 7 条 条例第 12 条第 1 項の市長が定める額は、条例別表第 1 から別表第 3 までに定める額とする。

2 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。

- (1) 年を単位とする使用料の額を算定する場合において、許可の期間に 1 年未満の端数があるとき又は許可の期間が 1 年未満であるときは、月割計算により算定する。
- (2) 月を単位とする使用料の額を算定する場合又は前号の場合において、許可の期間に 1 月未満の端数があるとき又は許可の期間が 1 月未満であるときは、これを 1 月として算定する。
- (3) 平方メートル又はメートルを単位とする使用料の額を算定する場合において、使用許可の内容に 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満の端数があるとき又は使用許可の内容が 1 平方メートル若しくは 1 メートル未満であるときは、これを 1 平方メートル又は 1 メートルとして算定する。
- (4) 前 3 号の規定により計算した額に 10 円未満の端数があるとき又はその全額が 10 円未満であるときは、これを 10 円として算定する。

3 使用許可の内容の変更の許可を受けた場合の使用料の額は、前項各号及び次に定めるところにより算定する。

- (1) 制限行為の内容、設置する公園施設の種類、管理する公園施設の種類及び位置又は占有物件の種類の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容について新たに算定する。
- (2) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容のうち変更により追加する部分について新たに算定する。

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共的団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。
  - (2) その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減額し、又は免除する。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書及び市長が必要と認める書類の正副2部を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）
  - (2) 申請に係る制限行為の内容又は公園施設若しくは占有物件の種類
  - (3) 減額又は免除の理由
- 3 市長は、使用料の減額又は免除をするときは、使用料減額・免除申請書の副本に必要な事項を記載して押印した通知書を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第12条第4項第1号に該当する場合 使用許可に基づく行為をすることができない期間に係る使用料の額
  - (2) 条例第12条第4項第2号に該当する場合（使用者の責めに帰することができない理由により使用許可を取り消した場合に限る。） 使用許可を取り消した期間に係る使用料の額
  - (3) 条例第12条第4項第3号に該当する場合 市長が定める額
- 2 年又は月を単位とする使用料の還付を行う場合において、還付の対象となる期間に1月未満の端数があるとき又は還付の対象となる期間が1月未満であるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した還付額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 許可を受けた制限行為の内容又は公園施設若しくは占用物件の種類

(保証人)

第10条 条例第14条第1項の保証人は、市内に居住する者でなければならない。

2 市長は、保証人が市内に居住しなくなつたときその他保証人が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。

3 保証人は、市に対し、使用者と連帯して、使用許可に基づく債務及び使用許可に基づく行為によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

(保証金)

第11条 条例第14条第1項の保証金の額は、当該使用料の額の3倍に相当する額とする。

2 保証金には、利子を付さない。

(遊園への準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、遊園について準用する。

(指定管理者の指定)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書

(3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類

(4) 団体の概要を記載した書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第20条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第14条 指定管理者の指定の期間は、5年以上20年以下とする。

(指定管理者の遵守事項)

- 第 15 条 指定管理者は、市民が公園及び遊園（以下「公園等」という。）を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

- 第 16 条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 20 条第 4 項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 条例第 20 条第 1 項に規定する団体でなくなつたとき。
- (2) 条例第 20 条第 3 項の指示に従わないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

- 第 17 条 指定管理者が公園等の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第 3 条第 2 項前段、第 4 条及び第 6 条第 2 項中「市長」とあるのは、「市長又は指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

- 第 18 条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者 3 人以内
- (2) 公園若しくは公園施設の管理運営又は公園の再整備に関し専門的知識又は経験を有する者 1 人以内
- (3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1 人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

- 第 19 条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第 20 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第 21 条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第 22 条 前 3 条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第 23 条 選定委員会の庶務は、土木部公園みどり室において処理する。

(申請書等の様式)

第 24 条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第 25 条 この規則に定めるもののほか、公園等の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。